

平成29年度 見沼区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>・高層住宅で、身近な地域の防災拠点の設置を考えているが、どういったものか。</p>	<p>・「身近な地域の防災拠点」は、地域の自治会館等を、災害時における避難生活の場とするものです。また、物資供給拠点や、避難者（在宅避難者を含む）の情報収集・発信基地として、指定避難所の機能を補完する役割をもつ、自主防災組織による自主的運営施設です。</p> <p>施設の耐震性や広さ、管理者の承諾等の諸条件を満たしていれば申請が可能です。</p> <p>【見沼区役所区民生活部総務課】</p>
2	<p>・避難した際に、トイレが避難場所にあるだけでは不足と思われる。公園には、災害時に使用できるトイレの設置はあるのか。</p>	<p>・区内で災害時の使用を想定したトイレを設置している公園は、堀崎公園のみとなります。トイレはベンチタイプのマンホール型のもので、3日程度の使用を想定しています。市では、仮設トイレを災害時に業者から供給してもらう協定を締結しております。</p> <p>【見沼区役所区民生活部総務課】</p>
3	<p>・消火訓練の際、水消火器だと実体感がない。実際に火災があった時のために、粉末消火器を使用して訓練ができないのか。</p>	<p>・粉末消火器を使用する消火訓練も可能ですが、消防署職員と一緒に消火訓練をする際に、粉末消火器の使用をご希望される場合は、事前に消防署で個別にご相談いただくようお願いします。</p> <p>また、消火訓練で水消火器を使用することにつきましては、もしも消火器を使うことになった場合に備えて、消火訓練に参加された方々に1人でも多く消火器の取扱方法を習得して頂くことを目的として、実際の消火器と同じ大きさの水消火器を使用しております。</p> <p>【見沼消防署管理指導課】</p>